

平成31年4月19日（金）

学校人事課給与係

担当 狩野、藤生

内線 4600

## 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する 規則について

### 1. 改正の概要

義務教育費国庫負担金の算定方法変更に伴い、所要の改正を行うもの。

### 2. 改正内容

義務教育費国庫負担金の算定方法変更に伴い、修学旅行等指導業務手当、対外運動競技等指導業務手当及び部活動指導業務手当の手当額を改正する。

### 3. 施行期日

平成31年4月1日